

会 議 録

会議の名称	茨木市公の施設使用料免除団体審査会（第2回）
開催日時	平成 24 年 2 月 14 日（火） （午前・ <u>午後</u> ）3 時 00 分 開会 （午前・ <u>午後</u> ）3 時 40 分 閉会
開催場所	市役所南館3階会議室
出席者	【審査会委員】（敬称略） 坪内隆、辻田素子、木村正文、中山和子、矢倉昌子 【担当職員】 吉田商工労政課長、岡本市民生活課長、大神人権・男女共生課長 【事務局】 企画財政部長、財政課長、係長2名、職員1名
欠席者	なし
議題(案件)	・ 公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・ 次第 ・ 区分別使用料免除申請団体一覧

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	<p>本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、会議に入ります前に、本日の委員の出席状況を事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>現在、5名の委員全員の出席をいただいております。茨木市公の施設使用料免除団体審査会条例第7条第2項「過半数以上の出席」を満たしておりますので、この会議は成立しております。</p>
会長	<p>それでは、第2回茨木市公の施設使用料免除団体審査会を開催させていただきます。これから順次、公の施設使用料免除団体の審査を行いますが、前回の審査会と同様に、市の関係職員から説明いただきたいと思っております。まず、労働センターを利用する団体につきまして、審査を行いたいと思っておりますが、これから審査の対象となる団体の中に、木村委員ご自身が関係されている団体があるということ、事務局から聞いておりますので、労働センターに関する団体の審査にあたりましては、木村委員には退席いただきたいと思っております。</p> <p>《木村委員が退出》</p>
会長	<p>それでは、審査を再開します。労働センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。</p>
担当職員	<p>それでは、労働センターにつきまして、説明させていただきます。労働センターは、かつて、現在の障害福祉センターの位置に労働会館があり、障害福祉センターの建設のあり、市民総合センター内に労働センターを設置したという経緯があります。</p> <p>今回、18件の申請があり、その全ての団体が昨年の審査で免除団体として承認いただいております。内訳としまして、労働組合が16団体、勤労者の福祉向上に関する事業を行う団体が2団体であります。その中から、数団体を抜粋して説明させていただきます。</p> <p>まず、パナソニックAVCネットワークス労働組合映像・ディスプレイデバイス支部について、ご説明させていただきます。規約、予算書、決算書等は申請書に添付させていただいております。規約の6条に目的、7条に「労働条件の維持改善、組合員の健康の増進」</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>などの事業内容が記載されております。</p> <p>つづきまして、茨木教職員組合について、ご説明させていただきます。規約の3条に目的、4条に「教職員の待遇並びに労働条件の維持改善」などの事業内容が記載されております。次に、茨木市職員組合であります。組織人数は100人、規約の6条に活動目的、7条に「労働条件の維持改善、組合員の福利厚生、地方自治の確立」などの活動内容が掲げられております。これ以外の団体につきましても、書類等は完備しておりますので、ご審査の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ご意見、ご質問などがございましたら、よろしく申し上げます。茨木市勤労者互助会の他、労働組合以外の互助会というのは、どの団体になるんですか。</p>
担当職員	<p>『吉野工業所社友会大阪支部』です。</p>
会長	<p>どんな団体ですか。</p>
担当職員	<p>主に、組合員の福利厚生を行っている団体です。</p>
委員	<p>社友会も免除団体になるとお考えですか。</p>
担当職員	<p>はい。</p>
委員	<p>『化学一般関西地方本部 長岡香料支部』は、組合という名称はついていませんが、組合になるのですか。</p>
担当職員	<p>そうです。</p>
委員	<p>労働組合は全て免除団体になり、互助会についても免除団体になるということですね。</p>
担当職員	<p>そうです。勤労者の福利厚生に関する事業を行う団体についても、免除団体になると考えております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	<p>以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、労働組合等、18団体につきまして、審査に付したいと思います。</p> <p>『キャタピラーウエストジャパン労働組合』ほか17団体を、茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによるしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>では、労働組合等18団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申したいと思います。</p> <p>労働団体の審査が終わりましたので、木村委員には入室していただきます。</p> <p>《木村委員が入室》</p>
会長	<p>では、審査を再開します。そうしましたら、引き続きまして、消費生活センターについて、市の関係職員から説明をお願いしたいと思います。</p>
担当職員	<p>それでは、消費生活センターにつきまして、説明させていただきます。消費生活センターは、消費者の権利の尊重及びその自立を支援するために、茨木市市民総合センターの中に設置しております。茨木市市民総合センター条例の第20条において、「(1)消費者からの苦情及び相談の処理、(2)消費生活に関する情報の収集提供及び資料の展示、(3)消費生活関係団体の活動の用に供すること。」など、消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資することと謳っております。今回、消費生活団体として、前年度と同様、『茨木市消費者協会』『茨木市中央生活学校』『大阪よどがわ市民生活協同組合』『生活クラブ生活協同組合大阪』『生活協同組合コープ自然派ピュア大阪』の5団体から申請がありました。それぞれ、免除団体申請書に、活動目的や活動内容等が記載されており、定款・決算報告等を添付しております。その中で、『茨木市消費者協会』について、説明させていただきます。茨木市消費者協会は、消費者の生活及び権利を守り、消費生活の安定・向上を図るため、消費生活に関する</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>知識・技能を取得し、衣食住および生活環境問題などについて学習会・講習会・市民講座など、啓発や教育活動を行い、消費生活関係団体の中心となり活動をしております。他の4団体も含めまして、いずれも茨木市消費生活展やセンター主催の講演会などへの積極的参加、消費生活センター運営懇談会の委員としても参画し、協力して市民福祉の向上に資するため、活動をしております。よろしく審査をお願いします。</p>
会長	<p>ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくをお願いします。『茨木市消費者協会』の所在地が、茨木市市民総合センター内となっておりますが、センター内の一室を事務所として借りられているのですか。</p>
担当職員	<p>はい、消費生活センター内の部屋を借りています。</p>
会長	<p>事務所の利用料は支払われていますか。</p>
担当職員	<p>いえ、払われておりません。</p>
委員	<p>消費生活センターの活動を、茨木市消費者協会が行っているのですか。</p>
担当職員	<p>いえ、消費生活センターの活動は、市が実施しております。具体的には、相談業務や啓発活動などであります。</p>
委員	<p>茨木市消費者協会に、何かの事業を委託しているのですか。</p>
担当職員	<p>事業の委託はしておりませんが、毎年、消費生活展を開催しており、その時には実行委員会形式をとっていますが、中心的な存在となって活動されています。</p>
会長	<p>利用料金の免除については良くわかりますが、事務所がセンターの中にあるということについて、負担や利用等はどのように選別されているのですか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	郵便物等について、センター内という扱いにさせていただいております。
委員	市民総合センター内の一室に事務所があるというわけではなく、消費生活センター内に連絡が来るとのことですね。
担当職員	はい、そうです。
委員	茨木市消費者協会は、市の組織というわけではないのですね。
担当職員	はい、市の組織ではありません。ボランティアで組織された団体です。
委員	役員名簿を見ると、副市長や関係部長が顧問になられていますし、会則に ” 事務局は消費センター内におく ” と書かれていますから、詳しいことはわかりませんが、おそらく行政が作ったボランティア組織だったということですかね。
委員	一般市民からすると、消費生活センターと消費者協会は混同しやすいですが、消費生活センターには相談員がいらっしゃいますよね。消費者協会には、相談員はいらっしゃらないのですか。
担当職員	はい、おられません。
委員	大阪府では、消費者協会の中に、消費者センターの相談員として活動されている方がいらっしゃるのので、茨木市の場合も同じなのかなと思ったのですが。
担当職員	茨木市では、そのようなことはありません。大阪府の消費者センターは、関西消費者協会に委託されておられるようです。
委員	茨木市は、委託されていないのですね。
担当職員	はい、そうです。市が直接実施しており、相談員も市の職員です。北摂各市においても、市が直接実施されています。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員	消費者協会の会費というのは、消費者協会の会員の方が払われているのですね。
担当職員	はい、そうです。
会長	以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、5つの消費関係団体について、審査に付したいと思います。 『茨木市消費者協会』ほか4団体を、茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	では、『茨木市消費者協会』ほか4団体を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申したいと思います。 引き続きまして、男女共生センターローズ WAM について、審査を行いたいと思いますので、市の関係職員から説明いただきたいと思います。
担当職員	茨木市男女共生センターローズ WAM について、説明をさせていただきます。初めに、当該施設の免除基準についてですが、昨年是要綱で定めておりましたが、昨年の11月に施行規則等の改正を行い、免除団体の審査基準の明確化を図りました。その内容でございますが、従来要綱では、8項目の基準のいずれにも該当する団体としておりましたが、今回、平成22年9月に策定いたしました「使用料・手数料算定基準」にある「団体の設立趣旨がセンターの設置目的に適合する団体であること」という基準を明確にしたものです。それでは、具体的に、施設の概要および免除団体申請をされている団体につきまして、説明させていただきます。対象となる「茨木市立男女共生センターローズ WAM」は、男女共同参画社会を推進し、女性の自立と社会参画を図ることを目的として設置された公の施設でございます。具体的な活動としましては、男女共同参画に関する情報の収集や提供、各種講座・研修の開催、女性問題等に関わる相談業務などを行っている施設でございます。 お手元の一覧表をご覧ください。今回申請されております団体は

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>12 団体あります。一覧表の3番目に挙がっております「部落解放同盟沢良宜支部女性部」と12番目の「茨木民主商工会婦人部」を除く10 団体につきましては、昨年の免除審査会におきまして免除団体と認められた団体が引き続き継続の申請をしているものです。これらの10 団体につきましては、ローズ WAM の設立の趣旨に合致しますし、設立目的である「男女共同参画の推進」に向けた役割を担う団体であると認識しております。それぞれ、規約、活動実績、会計収支等の資料を添付させていただいております。</p> <p>次に、「部落解放同盟沢良宜支部女性部」でございますが、この団体は、昨年も免除団体の申請をされております。団体の設立の趣旨が部落解放であるという判断から、不承認の決定をいただいた団体であります。当該団体は、不承認の処分に対し、市長に異議申し立てをされましたが、この異議申し立てに対しては却下の決定を行い、その旨の通知を送付しております。お手元の資料の中の規約をご覧ください。規約の第2条に目的が規定されていますが、今回の申請では、この目的を「本会は支部規約の目的に沿って、部落解放と男女平等社会の実現にむけて活動することを目的とする」と改正されております。市といたしましては、規約を改正されましても、当該団体の設立の趣旨はあくまで支部規約の目的に沿った「部落解放運動」であり、施設の設置目的には適合しないと判断しております。</p> <p>つづきまして、「茨木民主商工会婦人部」は、今年度、新たに申請された団体であります。団体の規約の第2条に目的が規定されておりますが、茨木民主商工会の方針に沿って、自主的、民主的に運営され、業者婦人独自の要求運動を発展させ、社会的地位の向上を図ることを目的とされております。活動としましては、学習会や他団体との交流などがございます。こちらの団体につきましても、団体の設立の趣旨は「中小業者の営業と生活、諸権利を守り、社会的・経済的地位の向上を図ること」であり、施設の設置目的に適合しないと判断しております。説明は以上でございます。</p>
会長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしく願います。
委員	支部規約は、どこに添付されていますか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	支部規約は、添付しておりません。
委員	女性部規約第2条の「支部規約の目的に沿って」という部分が、茨木市男女共生センターの設立の趣旨に合わないということですよ。
担当職員	規約の文言ということもありますが、あくまでも団体の設立の趣旨に着目しており、支部の女性部という位置づけである以上は、設立の趣旨が「部落解放運動」であるという判断をしております。
委員	「茨木民主商工会婦人部」が、施設の設置目的に適合しないと判断された理由は。
担当職員	「茨木民主商工会婦人部」は、民主商工会とは別個に規約を定められていますが、規約の第3条で「民商の指導と援助を受け、次のような活動を行います」と書かれており、その で「営業と生活を守るため、民商の運動を共に進めます」と規定されています。そのことから、当該団体は民主商工会の婦人部であると位置づけられ、中小業者の営業と生活および地位の向上を図ることが団体の設立の趣旨であると判断しました。それから、先ほどご指摘のありました「部落解放同盟」の支部規約についてですが、設立目的には「本支部は部落差別から部落民衆を完全に解放することを目的とする」と書かれてあります。
	《部落解放同盟大阪府連合会沢良宜規約を提示》
委員	「部落解放同盟沢良宜支部」の中の女性部であるという位置づけということですね。また、「茨木民主商工会婦人部」も同じことですね。
担当職員	そうです。
委員	「茨木民主商工会」の設立目的は、資料のどこにも出てないですよ。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	はい。
委員	「茨木民主商工会」の設立目的は、確認されていますか。
担当職員	民主商工会の設立の趣旨は、中小企業の営業と生活、諸権利を守ること等にあると判断しております。
委員	「部落解放同盟沢良宜支部女性部」や「茨木民主商工会婦人部」が、団体の名称を変えて全く別組織として申請し、活動目的や趣旨を「中小企業者の婦人の地位向上」と謳ってきたら、承認せざるを得ないということになるのでしょうか。
担当職員	もし、そういうことがありましたら、その時点において判断をいただくことになろうかと思えます。 免除団体の考え方につきましては、一昨年9月に市民の皆さんからいただいたパブリックコメントを経て作成した使用料の算定基準があり、その基準に沿った形で判断させていただきました。
会長	「部落解放同盟沢良宜支部女性部」、「茨木民主商工会婦人部」ともに、名称を変えて申請されることはないと思えます。名称を変えれば、免除団体として承認される可能性は出てくるかもしれませんが、団体の活動の意義が薄れると思えますから。
委員	そうですね。
会長	それでは、市の関係職員の説明を聞いたうえで、『劇団からふる』他11団体について、審査に付したいと思えます。 『劇団からふる』ほか9団体を、茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	『部落解放同盟沢良宜支部女性部』および『茨木民主商工会婦人部』を、茨木市公の施設使用料免除団体として妥当としない答申をする

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
各委員	<p>ことよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、『劇団からふる』ほか9団体を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申したいと思います。また、『部落解放同盟沢良宜支部女性部』および『茨木民主商工会婦人部』を、茨木市公の施設使用料免除団体として妥当としない答申をしたいと思います。</p> <p>それでは、審査対象の団体は以上となりますので、平成23年度茨木市公の施設使用料免除団体審査会はこれをもちまして終了とさせていただきます。なお、これまで開催してきました使用料免除団体審査会の審査内容をまとめた答申書を作成いたしますが、この作成等につきましては会長である私に一任していただくことで、ご異議ありませんでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>ご異議がないということですので、今後の取扱いにつきましては私に一任させていただきます。これまで2回にわたる審査会を各委員の皆様方のご協力を得まして、対象団体の審査を無事終了されたことにつきまして、皆様方のご協力に改めましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、平成23年度の公の施設使用料免除団体審査会を終了いたします。ありがとうございました。</p>